（特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「防衛大臣」の下に「及び防衛装備庁長官」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。

（防衛調達審議会に関する経過措置）

2　この政令の施行の際現に従前の防衛省の防衛調達審議会（以下「旧防衛調達審議会」という。）の委員である者は、この政令の施行の日に、第十一条の規定による改正後の防衛調達審議会令（以下「新防衛調達審議会令」という。）第二条の規定により防衛装備庁の防衛調達審議会（次項において「新防衛調達審議会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新防衛調達審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、同日における旧防衛調達審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この政令の施行の際現に旧防衛調達審議会の会長である者は、この政令の施行の日に、新防衛調達審議会令第四条第一項の規定により新防衛調達審議会の会長として選任されたものとみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一
防衛大臣　中谷　元

独立行政法人農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十五号

独立行政法人農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条の二第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人農林漁業信用基金法施行令（平成十五年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「農林水産大臣及び財務大臣」を「主務大臣」に改める。

本則に次の三条を加える。

（内閣総理大臣への権限の委任）

第四条　法第二十条の二第一項各号に掲げる主務大臣の権限のうち農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

（財務局長等への権限の委任）

第五条　法第二十条の二第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を自ら行うことを妨げない。

2　前項の権限で法第二十条第一項に規定する受託者の事務所（以下この条において「受託者事務所」という。）に関するものについては、関東財務局長のほか、当該受託者事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により受託者事務所に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の事務所又は当該受託者事務所以外の受託者事務所に対して立入検査の必要を認めたときは、信用基金の事務所又は当該受託者事務所以外の受託者事務所に対し、立入検査を行うことができる。

（主務大臣）

第六条　この政令における主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣とする。

附　則

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項、第十八条第二号、第五十八条第一項、第六十六条及び附則第五条並びに公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第三号中「第六号」の下に「並びに附則第三条第一項」を加える。

第十三条第一項中「附則第三条」を「附則第四条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情があるときは、当該市町村長（次項ただし書において「経由市町村長」という。）を経由して、交付申請書を提出することができる。

第十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、交付申請者が、同項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（同項後段の場合にあっては、経由市町村長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領することができるものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることなく、個人番号カードを交付することができる。

第十三条第三項中「前項」を「前項本文」に改める。

第十八条第二項に次の一号を加える。

四　国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を処理する民間事業者（当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準に適合する者に限る。）

第三十七条第三号中「同条第一項」の下に「又は第二項」を加える。